

請求債権目録(1)

(扶養義務等に係る定期金債権等)

- 法務局
所属公証人 作成令和 年第 号
- 地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用
記

1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 円

(1)イ 金 円

ただし、債権者、債務者間の についての令
和 年 月から令和 年 月まで1か月金 円の養
育費の未払分(支払期 日)

ロ 金 円

ただし、債権者、債務者間の についての令
和 年 月から令和 年 月まで1か月金 円の養
育費の未払分(支払期 日)

ハ 金 円

ただし、債権者、債務者間の についての令
和 年 月から令和 年 月まで1か月金 円の養
育費の未払分(支払期 日)

(2) 金 円 ただし、執行費用

(内訳) 本申立手数料	金 4, 0 0 0 円
本申立書作成及び提出費用	金 1, 0 0 0 円
差押命令正本送達費用	金 3, 3 2 0 円
資格証明書交付手数料	金 円
送達証明書申請手数料	金 円
執行文付与申請手数料	金 円

(注) 該当する事項の□にレを付する。

2 確定期限が到来していない各定期金債権

- (1) 令和 年 月から令和 年 月（債権者、債務者間の 満 歳に達する月）まで、 限り金 円ずつの養育費 が
- (2) 令和 年 月から令和 年 月（債権者、債務者間の 満 歳に達する月）まで、 限り金 円ずつの養育費 が
- (3) 令和 年 月から令和 年 月（債権者、債務者間の 満 歳に達する月）まで、 限り金 円ずつの養育費 が

請求債権目録(2)

(一般債権)

- 法務局
所属公証人 作成令和 年第 号
- 地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員
記

1 元金 金 円
ただし、

2 損害金 金 円

- 上記1に対する、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
の割合による金員
- 上記1の内金 円に対する、令和 年 月 日から令和
年 月 日まで の割合による金員

合計 金 円

- 弁済期 令和 年 月 日 最終弁済期 令和 年 月 日
- なお、債務者は、 に支払うべき金員の支払を怠り、令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。
- なお、債務者は、 に支払うべき金員の支払を怠り、その額が金 円に達したので、令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。
- なお、債務者は、 に支払うべき金員の支払を怠り、その額が 回分以上に達したので、令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。
-

(注) 該当する事項の□にレを付する。

2 確定期限が到来していない各定期金債権

- (1) 令和5年10月から令和10年10月（債権者、債務者間の長女 ×× が満20歳に達する月）まで、毎月末日限り金20,000円ずつの養育費
- (2) 令和5年10月から令和12年3月（債権者、債務者間の長男 ×× が満20歳に達する月）まで、毎月末日限り金20,000円ずつの養育費
- (3) 令和5年10月から令和15年11月（債権者、債務者間の二女 ×× が満20歳に達する月）まで、毎月末日限り金20,000円ずつの養育費

【記載例】 請求債権目録(2)

(一般債権)

- 東京 法務局
所属公証人 山田一郎 作成令和5年第 123 号
 地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員

記

1 元金 金1,000,000円

ただし、令和5年5月7日付け財産分与契約に基づく財産分与請求権

2 損害金 金10,109円

- 上記1に対する、令和5年6月1日から令和5年10月1日まで年3パーセントの割合による金員
 上記1の内金 円に対する、令和 年 月 日から令和年 月 日まで の割合による金員

合計 金 1,010,109 円

弁済期 令和5年5月31日 最終弁済期令和 年 月 日

なお、債務者は、 に支払うべき金員の支払を怠り、令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

なお、債務者は、 に支払うべき金員の支払を怠り、その額が金 円に達したので、令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

なお、債務者は、 に支払うべき金員の支払を怠り、その額が 回分以上に達したので、令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

(注) 該当する事項の□にレを付する。